

# 第1部 行動計画の基本的な考え方

## 1. 行動計画の基本理念

男女共同参画社会実現をめざして  
人権の尊重と真の男女平等の達成  
新たな価値観・社会システムの創造

- 憲法第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。本市においても「男女共同参画推進条例」「人権尊重のまちづくりに関する条例」「まちづくり基本条例」を制定し、憲法第14条の理念にのっとり、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加によるあらゆる差別のない明るく住みよいまちづくりを推進しています。
- 男女が互いに尊重し合い、心豊かに生きる社会の実現には、男女が互いの身体的な違いを認め合った上で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの自由な選択により、自らの個性と能力を十分に発揮できる公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を築き上げていくことが大切です。男女がともに家庭・地域・職場など社会のあらゆる活動に対等なパートナーとして参画し、豊かで充実した生活を営み、ともに責任を担うことができる男女共同参画社会の考え方に基づいて個人の尊重や真の男女平等の達成に向け、取り組んでいくことを必要としています。基本的人権の尊重と両性の本質的な平等を念頭に置いて、一方の性だけに負担がかかり過ぎない、人として豊かに生きることができ男女共同参画社会の実現をめざします。
- 令和元年（2019年）10月に実施した「野洲市人権問題・男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）では、依然として性別役割分担意識が根強く残っており、男女間の平等意識にも性別によって差があるという結果となりました。また、少子高齢化が一層進んでおり、子育てや介護問題は大きな課題となっています。そこで、男女がともに、人生の段階に応じて、仕事や家庭生活・地域生活などについてバランスを取りながら、自らの希望に応じた生活を送ることができる社会が望まれます。
- 本行動計画は、「野洲市男女共同参画推進条例」（以下「参画条例」という。）で定める目的、基本理念、責務、基本的施策などを具現化していくものです。
- 男女の人権を尊重し、性別役割分担意識による活動の制限や差別をなくします。また、市、市民、事業者、教育に携わる者がそれぞれの責務を果たし、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

ともに責任を担うべき社会を築いていきます。

## 2. 行動計画の目的

- 本計画は、平成 28 年（2016 年）に策定された「第 3 次野洲市男女共同参画行動計画～男女共同参画プランやす～」の成果を踏まえ、男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる社会、男女共同参画社会の実現のために、参画条例の基本理念のもと男女共同参画関係施策を総合的・体系的に整備し、計画的に推進します。

## 3. 行動計画の性格

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「参画条例」第 10 条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 男女共同参画審議会の答申をはじめ、市民、事業者、教育に携わる者の意見や令和元年（2019 年）10 月実施の市民意識調査の結果を反映した内容とします。
- 平成 18 年（2006 年）に策定された「野洲市男女共同参画行動計画～男女共同参画プランやす～」の内容を基本としつつ、社会情勢の変化や施策の進捗状況、また、市民にわかりやすい施策という観点から見直しを行うものとします。男女がともにあらゆる分野で輝けるよう、一人の人間として人格を尊重し、男女共同参画社会の実現にむけ重要な諸施策に対し、市民、事業者、教育に携わる者と行政が協働して、総合的に取り組む指針となるものです。
- 本計画の基本目標Ⅰ「あらゆる分野への男女共同参画」の重点課題 2「多様な選択のできる環境づくり」に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- 本計画の基本目標Ⅱ「男女共同参画を進める意識づくり」の重点課題 5「男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重」に関連する部分は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

## 4. 行動計画の期間

- 本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）を初年度として、令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とします。
- なお、今後の社会情勢や計画の進捗状況、国・県の動向、市民ニーズの変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 5. 他計画との整合性

- 本計画は、男女共同参画社会基本法、国の第5次男女共同参画基本計画及び滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画を踏まえ、「第2次野洲市総合計画」に基づき、関連諸計画との整合性を図りながら施策の展開を行います。

□計画の位置づけ



